

新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している中小企業者及び小規模企業者が実施する事業継続のために行う経営改善及び感染拡大の防止に関する取組みに対し、新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる事業者をいい、「小規模企業者」とは同法第2条第5項に規定する事業者をいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応経営改善応援事業（新型コロナウイルス感染症の対策として中小企業者及び小規模企業者が事業継続のために行う新規事業、拡大事業及び事業転換等に関する事業をいう。以下同じ。）
- (2) 小規模企業者新型コロナウイルス感染症対応支援事業（新型コロナウイルス感染症の対策として小規模企業者が行う感染拡大の防止に関する事業をいう。以下同じ。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 宗教及び政治活動に関するもの
- (3) 法令及び市の条例に反するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和22年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同法第35条の2に規定する特定性風俗物品販売等営業に関するもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的な団体と密接な関係を有するもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者又は小規模企業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 鳴門市内に本店、主たる事業所若しくは本社機能を有する事業所を有する者又は市内に住所を有する個人
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、直近3か月の売上高が前年同期に比して20%以上（事業開始が1年に満たない場合は、直近1か月の売上高が直近1か月を含む直近3か月の売上高の平均に比して20%以上）減少した者
- (3) 市税に滞納がない者

(補助対象期間等)

第5条 補助事業の実施期間は令和2年4月1日から令和2年6月30日までとし、補助の申請期限は令和2年7月31日までとする。

(補助金の対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び交付額は、次の表に定めるとおりとする。

区分	補助対象経費	交付額
新型コロナウイルス感染症対応経営改善応援事業	インターネット販売の導入又は強化による販路拡大に要する経費	補助対象経費に10分の10を乗じた額。ただし、10万円を上限とする
	テイクアウト等の導入又は強化による販売促進に要する経費	
	仕入先若しくは原材料の変更又は自社製品化に要する経費	
	非対面ビジネスモデルへの転換に要する経費	
	その他市長が認める事業に要する経費	
小規模企業者新型コロナウイルス感染症対応支援事業	消耗品費（マスク、消毒液、飛沫感染防止フィルム等の購入費用等）	補助対象経費が2万円以上の場合に限り2万円
	その他市長が感染拡大の防止のために必要と認める費用	

2 補助金の交付は、1の補助対象者につき第3条第1項各号のいずれかの補助事業1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、第5条に定める申請期限までに新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより、交付申請をしなければならない。

- (1) 直近3か月の売上高及び前年同期の売上高が確認できる書類の写し又は直近1か月を含む直近3か月の売上高が確認できる書類の写し
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金交付決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前条の審査により、補助金の交付が適当でないとき、補助金を交付しない旨を当該補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助事業を完了したときは、速やかに新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより、実績報告をしなければならない。

- (1) 補助事業に係る領収書等の写し
- (2) 補助事業を実施したことを証明する資料
- (3) 収支決算書（様式第5号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金確定通知書（様式第6号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適当であると認めるときは、補助対象者に当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第14条 補助対象者は、補助事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の内容に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ず

るものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助対象者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(検査等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助事業の施行に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年5月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）鳴門市長

住 所 _____
申 請 者 事業所の名称 _____
代表者名 _____ (印)

連絡先TEL

担当者名

新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付申請書

新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金の交付を受けたいので、新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

関係書類

- 1 直近3か月の売上高及びその前年同期の売上高がわかる資料の写し。ただし、事業開始が1年に満たない場合は、直近1か月を含む直近3か月の売上高がわかるものの写し（例：直近の貸借対照表及び損益計算書）
- 2 収支予算書(様式第2号)
- 3 その他市長が必要と認める書類

注意事項

※本書類の提出をもって、市税納税状況を調査することについて同意することとする。
また、事業を実施するにあたって必要となる、関係機関の許可は得ておくこと。
他、第4条に定める補助対象者の条件等を満たしていること。

事業所の名称 及び所在地等	名称：		
	所在地(書類送付先)：		
	業種：	常時雇用者数： 人	
	資本金の額又は出資の総額（法人のみ記入）：		
	円		
設立年月日（分かる範囲で）：			
売上高減少率等	直近3か月売上高 A 円	前年同期売上高 B 円	売上高減少率 $\frac{B-A}{B}$ %
補助メニュー (該当項目に○)	(1)	新型コロナウイルス感染症対応経営改善応援事業	
	(2)	小規模企業者新型コロナウイルス感染症対応支援事業	
補助対象項目 (該当項目に○) ※補助メニュー(1) のみ記入	a.インターネット販売の導入又は強化による販路拡大 b.テイクアウト等の導入又は強化による販売促進 c.仕入先若しくは原材料の変更又は自社製品化 d.非対面ビジネスモデルへの転換 e.その他市長が認める事業		
事業概要			
補助金交付申請額	円		
補助対象経費合計	円		

※補助メニューについては、(1)(2)の併用は不可とする。

※(1) 上限10万円、(2) 総事業費2万円以上一律2万円補助。

様式第2号（第7条関係）

収支予算書

【収入】

（単位：円）

区 分	内 容	予算額
補助金	市からの補助金見込額	
自己資金等		
合 計		

【支出】

（単位：円）

区 分	内 容（積算内訳）	予算額
(該当項目に○) ・ 消耗品費 ・ 広告宣伝費 ・ 機械・設備等費 ・ システム構築費 ・ 物品購入費 ・ 委託費 ・ その他経費		
合 計		

※【収入】の合計と【支出】の合計が一致すること

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

申請者氏名

鳴 門 市 長



新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 交付条件

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）鳴門市長

住 所 _____
 申 請 者 事業所の名称 _____
 代表者名 _____ (印)
 連絡先Tel _____

新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金に係る補助事業を完了しましたので、新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

補助メニュー (該当項目に○)	(1)	新型コロナウイルス感染症対応経営改善応援事業
	(2)	小規模企業者新型コロナウイルス感染症対応支援事業
実施内容 (該当項目に○)	(1) 交付申請書のとおり (2) その他（下記に内容記載）	
添付書類	(1) 補助対象事業に係る領収書等の写し (2) 収支決算書(様式第5号) (3) その他市長が必要と認める書類	
補助金交付申請額	円	
補助対象経費合計	円	

※補助メニューについては、(1)(2)の併用は不可とする。

※(1) 上限10万円、(2) 総事業費2万円以上一律2万円補助。

様式第5号（第10条関係）

収支決算書

【収入】

（単位：円）

区 分	内 容	決算額
補助金	市からの補助金見込額	
自己資金等		
合 計		

【支出】

（単位：円）

区 分	内 容（積算内訳）	決算額
（該当項目に○） ・消耗品費 ・広告宣伝費 ・機械・設備等費 ・物品購入費 ・委託費 ・その他経費		
合 計		

※【収入】の合計と【支出】の合計が一致すること

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

鳴門市長



新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金について、新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり確定しましたので通知します。

記

1. 補助金の名称 新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金

- 2 交付決定額 _____ 円

- 3 確 定 額 _____ 円

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）鳴門市長

住 所 _____
申 請 者 事業所の名称 _____
代表者名 _____ (印)
連絡先Tel _____

新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号をもって確定額の通知があった補助金について、新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金の名称 新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金
- 2 請 求 額 _____ 円
- 3 振 込 先 金 融 機 関 名 _____ 銀行、金庫、農協
- 支 店 名 _____ 支店
- 預 金 種 別 _____ 普通 ・ 当座

口座番号 _____
(右詰記入)

口座名義 _____
(カタカナ記入)